

農地貸借をする方へ



農地バンクでの農地貸借の手続き

地権者、耕作者は農用地利用集積等促進計画に同意印を押印し、
県(又は権限移譲された市町)が認可・公告することで農地の権利移動(貸借)が行われます。

農用地利用集積等促進計画の提出の流れ



農用地利用集積等促進計画が認可・公告された後に、農地バンクから地権者に農地の借受決定通知を、耕作者には農地の貸付決定通知を送付します。

- ① 耕作者は、農地の貸借が終了した後30日以内に農地の貸借が開始された状態(原状回復)に戻して返還します。なお、農地バンクは原状回復に関する義務を負いません。
- ② 原状回復や農地に植栽されている(する)作物、客土、畦畔除去などの農地の形質変更、ハウスなどの附属物については、農用地利用集積等促進計画作成時に、地権者と耕作者間で返還する際の状態について取り決めた確認書を作成し合意しておきます。
- ③ 農地バンク事業で借りている農地の耕作者を変更する場合、地権者の同意を得ずに変更することができません。ただし、原状回復等のトラブルを避けるため、耕作者が変更する場合には地権者と新たな耕作者は②の確認書を作成します。



借賃について

借賃の支払は金納のみで農地バンクを通じて行います。
市町で行っていた相対の利用権設定からの切替えでの契約の場合は注意してください。

農地の借賃は、農地バンクが毎年12月10日に耕作者から徴収し、12月20日に地権者に支払います。
(12月10日、20日が土日祝日の場合は翌営業日になります。)
なお、借賃に農地バンク手数料1%と手数料に対する消費税10%がかかります。



10月1日以降の契約始期の地権者及び耕作者は、当該年度の借賃の徴収・支払はありません。
(翌年12月に徴収・支払を行います)

	耕作者	地権者
徴収方法	指定されたJA口座から引落し	指定された口座に振込(金融機関は問いません)
徴収金額	借賃+(手数料1%+手数料消費税10%)	借賃-(手数料1%+手数料消費税10%)
その他(共通)	・農地が複数ある場合は、借賃の合計に対して1%乗じた額が手数料になります。 ・合計借賃が10,000円未満の場合は、金額にかかわらず手数料は一律100円と消費税10円で合計110円がかかります。 ・使用貸借(無償)の場合は、手数料はかかりません。	